

釜石市復興推進計画(商業特区)による優遇制度について

◆復興特区法とは

- 東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)とは、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として平成23年12月26日に施行されました。
- 東日本大震災により被害が生じた県及び市町村は、国が策定する基本方針に基づき復興推進計画を作成し、内閣総理大臣に申請し、認定を受けることができます。
- 認定を受けた基本計画に基づいて実施する復興推進事業については、税制の優遇や規制の特例など一定の措置が受けられます。

当市では、平成25年3月26日に認定を受け、平成28年3月29日に計画変更の認定を受けました。
《釜石市復興推進計画(認定番号:岩手第6号)》

◆復興産業集積区域とは

- 中心市街地東部地区及び鶴住居地区の早期復興と活性化を図るため、産業を集積する区域のことで。
- この区域内で新規立地・増設・設備の導入等を行う場合、税制の特例を受けることができます。

【釜石東部地区復興産業集積区域(対象となる区域)】

大渡町1丁目・2丁目・3丁目(一部)、大町1丁目・2丁目・3丁目(一部)、只越町1丁目(一部)・2丁目・3丁目(一部)、港町2丁目(一部)、大只越町1丁目(一部)・2丁目(一部)、天神町(一部)、浜町1丁目(一部)・2丁目(一部)・3丁目(一部)、魚河岸(一部)、東前町(一部)

【鶴住居地区復興産業集積区域(対象となる区域)】

鶴住居町第11地割・第12地割・第13地割・第14地割・第15地割・第16地割・第17地割・第23地割・第24地割・第25地割・第28地割、片岸町第1地割・第2地割・第3地割・第4地割・第8地割・第9地割 ※いずれも一部

◆集積を目指す業種(対象となる業種)

○商業系

飲食料品卸売業・小売業、衣服卸売業・小売業、その他の卸売業・小売業、機械器具卸売業・小売業、建築材料卸売業、石油卸売業 など

○住民サービス系

医療業、普通銀行、郵便貯金銀行、協同組織金融業、保険業、洗濯・理容・美容・浴場業、教養・技能教授業、冠婚葬祭業、タクシー業、レンタカー業、建物サービス業、警備業、職別工事業、設備工事業、道路貨物運送業、土木建築サービス業、自動車整備業 など (※下線部の業種は鶴住居地区のみ)

○不動産賃貸業・管理業

お問い合わせ 産業振興部商工労政課 0193-22-2111(内線326、327)